

ネットとうほく 2018 (検) 第6号-1
2019年 (平成31年) 2月4日

愛知県名古屋市西区名駅3-10-17 IT名駅ビル2号館6階
サンテクレアール株式会社
代表取締役 小 向 廣 壽 殿

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目2-40
ブライツシティ柏木702号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく
理事長 吉 岡 和 弘
電話 022-727-9123
FAX 022-739-7477
URL <http://www.shiminnet-tohoku.com>



照 会 書

消費者市民ネットとうほく (以下、当団体という) は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に係わる調査、研究、検討を行っている消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士・学識者等で構成している特定非営利活動法人です。平成29年4月25日に内閣総理大臣から、消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用等に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

この度、当団体に、貴社の「SANTEプラン商品購入申込書」裏面のお申込内容の条項中、クーリングオフの際に「健康食品、化粧品 (商品ならびに進呈品) を消費・使用した場合 (但し、事業者及び販売員がご契約者に商品を消費・使用させた場合を除きます) は、ご契約者様に価格×消費・使用本数をご負担いただきます。」とする条項には問題があるのではないかとこの情報が寄せられました。

そこで、貴社の契約条項の内容等について下記のとおり照会いたします。

つきましては、お忙しいところ恐縮ですが、本書面到達後2か月以内を目処に、下記照会事項に対するご回答を文書にて上記連絡先宛に送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本件に関する当団体の活動、及び内容の公表につきましては、別紙「消費者市民ネットとうほくの「申し入れ」等における活動方針と公表ルールについて」に沿って対応させていただきますことを念のため申し添えます。

記

【照会事項】

貴社が健康食品、化粧品等の連鎖販売取引及び商品売買契約のために使用している概要書面、契約書面、申込書面、規約、チラシ、説明用パンフレット、その他勧誘及び契約締結に関して使用されている関係書類の写しをお送りください。複数の種類がある場合には、その全てについてお送りください。

以上